

「名古屋仏壇正規販売店」登録制度 申込書

名古屋仏壇商工協同組合

〒460-0016 愛知県名古屋市中区橋1-6-5

【お申込者】

| | | | |
|-------|-----------------|------------|--|
| お申込み日 | 年 月 日 | | |
| ご法人名 | (フリガナ) | 押印欄 (代表者印) | |
| 代表者名 | (フリガナ) | | |
| 代表者役職 | | | |
| 本社住所 | (フリガナ) 〒 - | | |
| 電話番号 | | メールアドレス | |
| FAX番号 | | HPアドレス | |

【登録条件の確認】

該当するものすべてに☑をお願いします。

- 伝統的工芸品名古屋仏壇、地域ブランド名古屋仏壇、伝統技法証添付名古屋仏壇のいずれかを名古屋仏壇商工協同組合の組合員より販売目的で購入し所有している
- 貴社が加盟している業界団体
 全日本宗教用具協同組合 東海優良仏壇振興会 名古屋仏具卸商協同組合
 その他 (団体名)
- 名古屋仏壇の普及や啓蒙活動に組合員と共に取り組む意思がある
- 「名古屋仏壇正規販売店」登録制度 運用規約の内容について同意した
- ホームページ及び広告宣伝などで「地域ブランド『名古屋仏壇』」認定マークの使用を希望する (※希望は任意 希望の場合はデータ使用料：年間12,000円お支払いいただきます)

※ FAX 送付でお申し込みください ※
【 052-322-6779 】

尚、登録認可は理事会承認によってなされるため最大2ヶ月ほどかかります。
可否通知についてはFAXまたはメールにて通知いたします。

「名古屋仏壇正規販売店」登録制度 運用規約

(名称)

第1条 この制度は、「名古屋仏壇正規販売店」登録制度と称する。

(目的)

第2条 名古屋仏壇の販売数やそれに伴う生産数を増やしていくまたは保っていくために、組合員以外の仏壇販売店で積極的に名古屋仏壇の名称を活用してもらい、名古屋仏壇の普及と社会的認知に寄与してもらうことを目的とする。

(趣旨)

第3条 名古屋仏壇商工協同組合定款に定められた条件がゆえに、組合に加盟できない企業が、組合加盟とは別に名古屋仏壇正規販売店として組合に登録することで、名古屋仏壇の販売やそれに伴う広告宣伝をする際に「地域ブランド『名古屋仏壇』」商標の使用を可能にする。

(対象)

第4条 下記①～③の条件をすべて満たしており、かつAまたはBのどちらかに該当する事業者であること。

- ① 伝統的工芸品名古屋仏壇、地域ブランド名古屋仏壇、伝統技法証添付名古屋仏壇のいずれかを名古屋仏壇商工協同組合の組合員より販売目的で購入し所有している事業者
 - ② 東海優良仏壇振興会、全日本宗教用具協同組合のいずれかに加盟している事業者
(上記以外の業界団体等への加盟に関しては登録申請時に組合理事会で都度検討し判断する)
 - ③ 名古屋仏壇の普及や啓蒙活動に組合員と共に取り組む意思がある事業者
- A. 組合定款に定められている地区外に本社籍があることが理由で組合加盟できない事業者
- B. 組合定款に定められている地区内であるが名古屋仏具卸商協同組合に加盟している小売店
(登録申請者が「小売店」に当たるか否かの判断は組合理事会で都度検討し判断する)

(登録方法)

第5条 組合加盟の製造元が第4条に合致するであろう取引先事業者に、当該制度について告知と説明をし、その事業者が組合へ登録申請を行うものとする。ただし、組合定款に定められている地区内に籍を置く事業者は組合への加盟が原則となる。

(登録料)

第6条 登録料は無料とする。

ただし、ホームページ及び広告宣伝などで「地域ブランド『名古屋仏壇』」認定マークを使用する際はデータ使用料を徴収する。その金額は年間12,000円とし、年度始まりの4月中に組合事務所へ直接支払いに赴くか、組合が指定する口座に振込みで行うものとする。なお、年度途中からの登録事業者は、登録年度は月割りで支払いを行うものとし、その支払いは登録月内に行うこと。データ使用契約は1年更新で、申告のない限り自動更新とし、毎年同様に使用料を支払うこと。

(登録の解除)

第7条 登録の解除は、その事業者より名古屋仏壇商工協同組合理事長宛てに解除申請を届け出る。届出を受けた場合、理事会で内容を確認し、解除により商標が使用できなくなる旨を説明した上で覚書を交わし登録の解除をする。

(登録の抹消)

第8条 組合は、次の各号の一に該当する登録事業者を理事会の判断をもって登録抹消することができる。

- (1) 本運用規約を守らない登録事業者
- (2) データ使用料支払いの対象に該当するにも関わらず支払いを怠った登録事業者
- (3) 組合の事業を妨げ、または妨げようとした登録事業者
- (4) 本登録制度の利用について不正の行為をした登録事業者
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした登録事業者

(ホームページへの掲載)

第9条 組合は登録事業者を名古屋仏壇商工協同組合ホームページに正規販売店として掲載する。

(登録事業者の義務)

第10条 登録事業者は次の各号を果たさなければならない義務として負う。

- (1) 必ず 地域ブランド「名古屋仏壇」と記載し、ホームページ及び広告宣伝などの印刷物に名古屋仏壇商標を使用する場合には、組合が提供する啓蒙広告を必ず掲載すること。
- (2) そのホームページには、必ず名古屋仏壇商工協同組合ホームページへのリンクを付けること。
- (3) 地域ブランド「名古屋仏壇」の商標使用に関して、組合からの指導に必ず従うこと。
- (4) 名古屋仏壇の普及や啓蒙活動に積極的に取り組むこと。
- (5) データ使用料支払いの対象に該当する登録事業者はデータ使用料を支払うこと。

(登録事業者の組合事業への参加)

第11条 登録事業者が理事長へ事前申請し、理事会で認められた場合には、その事業者の組合事業並びに組合が参加する行事への参加を可能とする。ただし理事会への出席は不可とする。

(運用規約の改定)

第12条 本運用規約は理事会の議決をもって条項の追加や内容の改定をすることができる。

(附則)

第13条 本運用規約は令和2年11月1日より施行する。